

【案】

令和7年9月25日

池田市長 瀧澤 智子 様

池田市行財政改革推進委員会
会長 中川 幾郎

池田市使用料の算定及び見直しに関する指針（案）について（答申）

令和7年8月29日付け池政策発第109号-2により当委員会に諮問された池田市使用料の算定及び見直しに関する指針（以下「指針」という。）（案）について、議論を行い、検討を重ねた結果、一定の結論を得たので、下記のとおり主な意見を添えて答申する。

記

1 指針（案）の趣旨について

池田市において、全庁的な使用料の見直しは平成9年度に実施されて以降行われておらず、近年の物価上昇の傾向などに鑑み、市民間の公平性やサービスの持続性を確保する観点から市を挙げて必要な取組を行っていくという方向性は、当委員会としても適切と考える。

また、現在の時勢に応じた見直しとしては、物価上昇率などを一律に現行の料金へ反映させるなどの手法も考えられるが、説明責任の観点や今後の定期的な見直しサイクルの確立などを重視し、内外に向けて強いメッセージとなる指針（案）をあらかじめ策定した上で具体的な取組を進めるという市の選択は妥当と判断する。

2 指針（案）の内容について

全般において適切な内容と判断する。なお、以下の(1)及び(2)については、指針（案）中においても既に触れられているが、具体的な取組を進めるにあたって特に留意されるよう当委員会として付言する。

(1) 施設利用者への周知・広報について

使用料の改定の際は利用者の理解・納得を得る努力が不可欠である。指針（案）に記載された算定方法の実運用はもとより、これに掘りがたい特殊性の高い使用料の個別的な見直しについても、それぞれ適切な論拠を持って見直しに取り組まれない。また、改定を行う際は施設ごとの利用者特性などを十分に考慮し、適切な広報チャネルを用いて、周知期間を十分に確保した上で丁寧にアナウンスを行われたい。

(2) 行政の効率化について

サービスの実施に必要な経費の負担を、その受益者に必要な範囲で求めることは当然であるが、一方で、必要経費そのものを縮減する努力は市において不断に続けられたい。特に、DXは利用者の利便性向上にも寄与し、施設や市の魅力につながるものであるため、費用対効果を意識しながらあらゆる施設において、より一層推進されたい。

3 その他

今般の指針（案）の策定は使用料に限った取組であるが、手数料その他の歳入科目についても、全庁あるいは各部署において時勢に応じた取組を進めていくことを期待する。

以 上